

船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について（平成30年7月26日子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」3（4）に基づき、養親希望者の負担軽減を図るため、市内居住の養親希望者（以下「養親希望者」という。）が民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせんを行う者をいう。以下同じ。）に支払う手数料に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年4月30日規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、当該民間あっせん機関に対して手数料を支払った養親希望者であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 民間あっせん機関との契約に基づいて養子縁組のあっせんを受け、縁組成立前養育（法第27条第7項に規定する縁組成立前養育をいう。以下同じ。）を開始していること。
- (2) 縁組成立前養育開始日から交付申請日まで、市内に居住しているものであること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象経費及び交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交

付額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に規定する書類を添えて、民間あっせん機関に対して手数料を支払った日の属する月の翌月1日から起算して12か月を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 船橋市養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（別紙1）
- (2) 住民票の写し
- (3) 民間あっせん機関が発行した領収証の写し
- (4) 市税納付確認書（別紙2）

(交付の条件)

第5条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を、補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付決定通知)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金返還命令書（第3号様式）により交付した補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した縁組成立前養育（令和4年4月1日以後に開始したものに限る。）については、施行日以後に民間あっせん機関に対する手数料の支払いをした場合に限り、この要綱の対象とみなす。
- 3 前項の規定により、この要綱に基づき補助金の交付を申請する場合における補助金の額は、別表に定める補助基準額から、千葉県が実施する補助制度により既に交付を受けた額（交付を受ける見込みである額を含む。）を控除した額を補助基準額とする。

別表

補助対象経費	補助基準額
養親希望者が民間あっせん機関に支払った手数料（※1）	1人あたり（世帯） 600,000円（※2）

※1 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第3条第2項第1号及び第3号に定めるものに限る。

※2 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限る。

第 1 号様式

船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付申請書

船橋市長 あて

年度船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者 (振込先口座名義人)	住所	〒 -		申請日	年 月 日									
		船橋市												
	フリガナ												押印	
	氏名													
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日												
	電話番号	* 日中ご連絡が取れる連絡先												
	メールアドレス	* 申請内容に不備等があった場合にご連絡します												
	振込先口座（申請者名義のものに限る。）※①②どちらか片方を記載してください。													
	①	銀行 金庫 組合 農協	店 支店 出張所	☐ 普通 ☐ 当座	金融機関コード		店番号		口座番号					
口座名義（カタカナ）														
②	ゆうちょ銀行	☐ 普通 ☐ 当座	金融機関コード		店番号		口座番号							
			9	9	0	0								
口座名義（カタカナ）														

共に養親 となる者	フリガナ		住所・ 電話番号	(〒 -) (TEL - -)	
	氏名				

補助対象経費 (民間あっせん機関に 支払った手数料)	円	交付申請額 (上限 600 千円)	円
----------------------------------	---	----------------------	---

裏面にも記載事項がございます。

あっせん 事業者名		事業者の所在地・	(〒 -) (TEL - -)
		電話番号	
養子縁組あっせん 契約締結年月日	年 月 日	縁組成立前養育開始 年月日	年 月 日

◆下記の内容をお読みいただき、チェック欄に☑をお願いします。

☐ 下記の事項に誓約・同意します。 また、これに反した場合は、補助金交付決定が取り消され補助金を返還することを誓約します。
① 『船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）』に定める要件を満たしており、また、交付を受けるにあたっては第5条の要件を遵守します。 ② 交付要綱の支給除外事由に該当しません。 ③ 申請内容に虚偽はありません。 ④ 過去に同一あっせんで本補助金の申請をしておりません。

◆添付書類を確認いただき、チェック欄に☑をお願いします。

本人控えはお渡ししておりませんので、予めコピーをお取りください。

チェック 欄	書類名	備考
	船橋市養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書（別紙1）	・ <u>民間あっせん機関にご記入いただく書類です。</u> 記載例に基づき、あっせん機関が作成した書類をご提出ください。
	住民票の写し（コピー可）	・ 縁組成立前養育開始後、申請日を含む1ヶ月以内に取得したものに限りします。 ・ 住民票取得の手数料は申請者様のご負担となります。 ・ マイナンバー記載は不要です。
	民間あっせん機関が発行した領収証の 写し（コピー）	・ 原本は保管し、必ず写し（コピー）を提出下さい。
	市税納付確認書（別紙2）	・ 「同意する」にチェックいただいた場合は、申請者欄をご記入いただき、こども政策課に提出してください。 ・ 「同意しない」にチェックいただいた場合、申請者欄をご記入いただき（代理人が提出する場合は委任欄も記入）、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、こども政策課に提出してください。 ・ 原本をご提出ください。

別紙1（第1号様式関係）

船橋市養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書

年 月 日

船橋市長 あて

あっせん事業者の名称

所在地

電話番号

代表者氏名

（担当者名 ）

（連絡先 ）

下記のとおり、船橋市養親希望者手数料負担軽減事業の対象となるあっせん手数料の支払いを受けたことを証明します。

あっせん事業の認可を受けた日	年 月 日
----------------	-------

養親（希望者）情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ		
養親氏名		
養親の住所		
養子縁組あっせん契約 締結年月日	年 月 日	
縁組成立前養育 開始年月日	年 月 日	
あっせん手数料の領収日	領収日 年 月 日	
	領収金額 円	

<注意事項>

※ あっせん契約締結年月日は、あっせん事業の許可を受けた日以降であることが必要です。

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市 税 納 付 確 認 同 意 記 入 欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに ☐ 同意します ☐ 同意しません
同意する場合、以下の申請者欄をご記入の上、こども政策課に提出してください。	
同意しない場合、以下の申請者欄をご記入の上、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、こども政策課に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。確認にお時間を要する場合がありますので予めご承知おきください。	

※代理人が税務課に提出する場合は、申請者欄・委任欄ともに記入してください（個人の場合は自署）。

申 請 者 欄	申請者	住 所（所在地）												
		氏名・名称（カナ）												
		氏 名 ・ 名 称	⑩											
		生年月日（法人は不要）	明・大・昭・平・令	年	月	日								
	法人番号（個人は不要）													
委 任 欄	代理人 （窓口に来られる方）	住所												
		氏名												
	上記の者を代理人と定め、 市税納付確認に関する事項 について委任します。	委任者（申 請者）氏 名・名称												
使用目的		船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：こども政策課												

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

		住民（法人）コード													
税目、本人確認書類チェック欄										税務課確認欄					
船橋市税全税目		本人確認書類													
		☐ マイナンバーカード													
		☐ 運転免許証													
		☐ その他													
年度・税目指定欄 （指定ある場合のみ）												滞納なし （日付入確認印）			
												（確認日記入）			

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日から3か月間とします。

第2号様式

船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

(住所)

(氏名) 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

交付決定額 円

2 交付しない。

(理由)

第3号様式

船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金返還命令書

第 年 月 日 号

(住所)

(氏名) 様

船橋市長



年 月 日付 号の船橋市養親希望者手数料負担軽減事業補助金の交付決定について、
下記の通り補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	